

令和2年3月27日

栃木県大田原土木事務所

建設発生土の受入候補地を公募します（第6次）

栃木県大田原土木事務所発注の公共工事に伴う建設発生土は、これまで関連工事や、他の公共工事との調整を図りながら円滑に処理を進めてまいりました。

更なる有効活用を図るため、一定の要件を満たす民有地（別添資料参照）へ搬出も対象を拡大し、建設発生土の受入候補地を試行的に公募します。

別添資料：建設発生土の受入候補地等公募について	P2～3
建設発生土受入候補地申込書（提出書類）	P4
建設発生土の埋立て等承諾書（様式－7）（提出書類）	P5
建設発生土の受入候補地決定について（別記1－1）	P6
建設発生土の受入候補地不採用について（別記1－2）	P7
建設発生土の受入に関する覚書	P8～9
建設発生土受入候補地への搬出完了について（別記2）	P10

【問合せ先】

栃木県大田原土木事務所

企画調査課

電話 0287-23-5882（直通）

FAX 0287-23-8490

大田原土木事務所発注の公共工事から発生する建設発生土（残土）の民間受入候補地等の公募について（第6次）

1 募集の趣旨

栃木県大田原土木事務所では、管内（大田原市、那須塩原市、那須町）で実施する当事務所発注の公共工事から発生する建設発生土のうち、現場内利用や近隣の公共工事等で有効利用ができないもの（以下「建設発生土」という）について、資源の有効利用やコスト縮減の観点から、建設発生土を適正かつ安全に受け入れることができる、一定の要件を満たす民間等の受入希望者及び受入候補地の公募を行います。

2 公募要件

(1) 受入希望者の要件

大田原土木事務所管内において、令和2(2020)年4月1日～令和3(2021)年3月25日の間に埋立等の土地造成等を予定しており、残土の受入を希望される方。

(2) 受入候補地の要件

残土の受入候補地は、次の要件すべてを満たしているものでなければならない。

- ①大田原土木事務所管内において残土を受入ることができること。
- ②残土の発生場所から概ね30km以内の運搬距離であること。
- ③埋立（盛土）土量が1箇所あたり概ね1,000立方メートルを超えること。
- ④大型ダンプトラック（10t車）で安全かつ円滑に搬入ができること。
- ⑤残土搬入時期までに、必要な関係法令の許可等の手続きを受入側で完了できること。
- ⑥公共工事の残土搬出時期に合わせた受入が可能であること。

3 公募期間及び公募方法

(1) 公募期間

第6次公募期間：令和2(2020)年4月20日(月)～令和3(2021)年1月15日(金)

(2) 公募方法

次の書類を事前連絡のうえ、持参にて提出してください。

- ①残土受入候補地申込書→別添P4の用紙
- ②受入候補地の位置図
- ③受入候補地が判別できる写真
- ④土地所有者の承諾書→別添P5の用紙
- ⑤公図・土地登記簿等の写し
- ⑥関係法令の許可証の写し（農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、土砂条例等）
- ⑦申込者の本人確認資料（運転免許証の写し等）

4 申込後の扱い

申込頂いた土地については、申込者と当事務所による現地立会及びヒアリングを行います。また、運搬距離、土地の形状や周辺の状況、関係法令等について調査を行い、埋立(盛土)に適した土地と認められた場合は、受入候補地として、登録を行います。その結果については、申込者に通知いたします(別記1)。

5 その他留意事項

- ①建設発生土の搬入(運搬)は、当方が行います。
- ②建設発生土搬入以外の作業等は、申込者で行って下さい。
(覚書第9、10、11、12条参照)
- ③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申込者において確実に行ってください。
- ④搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いいたします。
- ⑤建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑥搬入した土砂を営利目的に使用したり他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑦不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で発生土の利用を行う行為は、固く禁止します。
- ⑧申込者において、土砂の敷均し、締固め、及び崩落飛散流出防止措置等を実施する場合且つ、申込地の面積が1,000平方メートル以上の場合は、「栃木県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」、による許可申請を行って下さい。

6 問い合わせ及び提出先

栃木県大田原土木事務所 企画調査課
〒324-8765 栃木県大田原市紫塚 2-2564-1
TEL : 0287-23-5882(企画調査課直通)
FAX : 0287-23-8490
Email : otawara-dj@pref.tochigi.lg.jp

建設発生土受入候補地申込書

令和 年 月 日

栃木県大田原土木事務所長 様

住所：〒 -

氏名： 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○建設発生土の受入に関する事項

受入の目的	
受入候補地の住所	
受入候補地の面積	m ²
受入を希望する土砂の数量	m ³
受入希望時期	年 月 日～ 年 月 日

位置図・写真を添付

○連絡先

所属名称：

担当者氏名：

電話番号： (内線)

(別紙) 搬入受注者が決定次第、受入希望者に提出して頂くものとする。

様式－ 7

建設発生土の埋立て等承諾書

栃木県大田原土木事務所発注の〇〇市〇〇町〇〇地先〇〇〇〇工事で発生する建設発生土を下記により埋立て等を実施することについて承諾します。

記

- 1 埋立て等の土地の住所 : 〇△市 〇△町 〇△番地
- 2 埋立て等の土地の面積 : 〇△㎡
- 3 埋立て等に使用する土砂 : 上記工事で発生する〇〇〇土
- 4 作業実施者 : 〇△建設(株)、現場管理責任者〇△〇△〇
- 5 埋立て等の方法 : ブルドーザー敷均し
- 6 埋立て等の構造 : 斜面は〇割で無処理 (別添の平面図、横断図)
- 7 埋立て等の完了後の扱い : 完了確認後は、土地所有者が管理するものとする。
- 8 その他 : 近隣に影響のないよう注意を払って作業を行う。

記入上の注意) 土地所有者等と協議し、完了後の利用目的等を把握したうえで、後々トラブルが発生しないように取り交わすこと。

令和 年 月 日

栃木県大田原土木事務所長 様

土地所有者 住所

氏名

印

先に承諾した建設発生土の埋立て等については、作業が完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

栃木県大田原土木事務所長 様

土地所有者 住所

氏名

印

(別記 1-1)

大土第 号
令和 () 年 月 日

〒 -
××市□□町◇◇番地
○○ △△ 様

栃木県大田原土木事務所長

大田原土木事務所発注の公共工事に伴う建設発生土の受入候補地決定について (通知)

令和 () 年 月 日付けで貴殿から申込みがあった事項は、当面、下記工事における受入候補地として決定したので、通知します。

今後、貴殿の都合により受入が不可能となった場合は、すみやかにお知らせ下さるようお願い申し上げます。

記

【対象工事 1】

工事名 : 道路改良工事 ××線
工事箇所 : ○○市◇◇
搬出予定量 : 約 ◎◎m³
搬出時期 : 平成 () 年 月下旬から

【対象工事 2】

工事名 : 溪流保全工事 △△沢
工事箇所 : ○○市□□
搬出予定量 : 約◎◎m³
搬出時期 : 平成 () 年 月から

(問い合わせ先)
栃木県大田原土木事務所
企画調査課
Tel 0287-23-5882

(別記 1-2)

大土第 号
令和 () 年 月 日

〒 -
××市□□町◇◇番地
○○ △△ 様

栃木県大田原土木事務所長

大田原土木事務所発注の公共工事に伴う建設発生土の受入候補地不採用に
ついて (通知)

令和 () 年 月 日付けで貴殿から申込みがあった事項は、審査の結果誠に残念ですが、受入候補地として不採用となりましたので通知します。

(問い合わせ先)
栃木県大田原土木事務所
企画調査課
Tel. 0287-23-5882

大田原土木事務所発注の公共工事に伴う建設発生土の受入に関する覚書

栃木県大田原土木事務所長を「甲」、◎◎◎◎を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：〇〇市△△町××□□番地）を行うものとする。

第2条 乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないで行うものとする。なお、搬入前に甲乙立会いのもと、搬入土に適していることを確認するものとする。

第3条 甲は、乙と協議の上、搬入土の土壌・産業廃棄物分析を甲の負担で実施するものとする。なお、乙は甲以外から搬入土を受入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受入れてはならない。

第4条 乙は、建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議の上整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第5条 乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入・期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問合せ等があった場合は甲乙協力の上、速やかに対応する。

第6条 甲は、搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足が原因である場合、発生土搬入を中止することが出来るものとする。

第7条 乙は、建設発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根・除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。

第8条 甲は、建設発生土の運搬を行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第9条 乙は、建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護及びその他の対策が必要となった場合は、自らの負担により適切に処理するものとする。

第 10 条 甲は、建設発生土の敷均しを行うが転圧・締固めを行わないため、転圧・締固めが必要な場合は、乙の負担により実施するものとする。

第 11 条 乙が建設発生土の転圧・締固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。

尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも、搬入を中止する場合がある。

第 12 条 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第 13 条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第 14 条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合は、発生土搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第 15 条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第 16 条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに搬出完了通知をする（別記 2）。

（雑則）この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則）この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を保有する。

令和（ ）年 月 日

（甲） 栃木県大田原土木事務所長
○○ ○○

（乙） △△市□□××番地
◎◎ ◎◎

(別記2)

大土第 号
令和 ()年 月 日

〒○○-○○
××町□□△△番地
◇◇ ◇◇ 様

栃木県大田原土木事務所長

大田原土木事務所発注の公共工事に伴う建設発生土受入地への搬出完了について(通知)

令和 ()年 月 日付け第 号及び令和 ()年 月 日付け第 号で受入れ決定を通知した下記工事について、貴殿が申込をした受入地への搬出が完了したので、通知します。

記

1 工事名・箇所名

- (1) 道路改良工事 ○○線その1(快安道単) ◇◇町××
- (2) 砂防堰堤工事 □□沢その1(補助砂防) ◇◇町△△
- (3) 道路改良工事 ××線その1(快安道単) ◇◇町○○
- (4) 側溝整備工事 △△線その1(道保全単) ◇◇町□□

2 搬出量 △△m³

3 完了年月日 令和 ()年 月 日

4 建設発生土受入地の住所 ◇◇町××○○番地

(問い合わせ先)

栃木県大田原土木事務所
企画調査課

TEL 0287-23-5882